

○ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る管理体制（検討課題3）

一 「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提示された条件及びその具体化のための要検討事項（案）一

※ この資料において「胚」とは、夫婦が自己の胚移植の為に自己の精子・卵子を使用して得た胚でないことが文脈上明らかである場合を除き、「夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したもの」のことを言う。

1 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容

(1) 情報の管理業務について

(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存

(専門委員会報告書 p 33)

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

(要検討事項)

⇒提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書をどのように保存するか？

(案) 精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書については、実施医療機関が5年間、公的管理運営機関が80年間それぞれ保存する。

(イ) 提供者（及びその配偶者）の同意書の保存

(要検討事項)

⇒精子・卵子・胚の提供者の同意書をどのように保存するか？

(案) 精子・卵子・胚の提供者の同意書については、提供医療機関及び実施医

療機関が5年間、公的管理運営機関が80年間それぞれ保存する。

(ウ) 精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する個人情報の保存

(要検討事項)

⇒公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供を受ける人についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供を受ける人と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報を保存することとする。

当該提供によって子が生まれた場合、当該情報の保存期間は80年とする。

(エ) 精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存

(専門委員会報告書 p 41)

○ 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。

(要検討事項)

⇒公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供者についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供者と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報を保存することとする。

また、精子・卵子・胚の提供により生まれる子が出自を知る権利を行使するための情報を保存することとする。

(←検討課題1のふた回り目の検討の際に併せて検討してはどうか)

当該提供によって子が生まれた場合、当該情報の保存期間は80年とする。

(検討課題1第10次改訂資料 p 21)

⇒ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

→

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した人を特定できる個人情報を含む)を開示する。

(案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

(オ) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する個人情報の保存

(要検討事項)

⇒ 公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供により生まれた子についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供により生まれた子を同定できる情報を保存することとする。

また、当該子が、将来近親婚を防ぐことができるよう、当該子の遺伝上の親(提供者)が誰であるのか記録し、保存することとする。

これらの情報は、保存期間を80年とする。

(カ) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子からの開示請求(出自を知る権利)に対する対応

(専門委員会報告書 p 48)

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人を特定することができないものについて、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができる。
- 当該精子・卵子・胚を提供した人は、当該個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できる。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの

確認を求めることができる。

(検討課題1第10次改訂資料p21)

⇒提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

→

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した人を特定できる個人情報を含む)を開示する。

(案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

(キ) 同一者から提供された精子・卵子・胚により生まれた子の数を確認するための情報の保存

(専門委員会報告書p42)

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、上記の同一の人から提供された精子・卵子・胚の使用数の制限のために必要な当該生殖補助医療の実施の内容に関する情報を公的管理運営機関に提出しなければならない。

(ク) 提供者及び提供を受ける人に関する個人情報の保存・医療実績等の報告の徴収や徴収した報告の確認・当該報告に基づく統計の作成

(専門委員会報告書p51)

- また、本報告書の結論に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の適正な実施を確保していくためには、当該生殖補助医療を行う医療施設から提出された当該生殖補助医療を受けた夫婦の同意書や当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の保存、当該生殖補助医療を行うすべての医療施設からの当該生殖補助医療に関する医療実績等の報告の徴収や徴収した報告の確認、当該報告に基づく統計の作成等の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に関する管理運営の業務を行う機関が必要となることから、そうした業務を行う公的管理運営機関を設けることとしたものである。

(要検討事項)

⇒実施医療施設から公的管理運営機関への報告はどのように行われるのか？

(案) 実施医療機関は、精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施ごとに、提供による生殖補助医療の経過についての情報及び出生の成否や出生時体重などの妊娠・出産の経過についての情報を把握し、その内容について公的管理運営機関に報告することとする。

精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療の実施後に、実施医療機関は当該提供を受ける人に関する個人情報(上記(ウ))及び提供者に関する情報(上記(エ))を公的管理運営機関に報告することとする。

また、当該提供によって子が生まれた場合には、当該生まれた子に関する個人情報(上記(オ))を公的管理運営機関に報告することとする。

(2) 審査業務について

(ア) 兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供(P)についての審査

(専門委員会報告書 p 31)

- 兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査を受けなければならない。

(イ) 胚の提供についての審査

(検討課題1第10次改訂資料 p 10)

- 提供胚の移植を認める。その際の「胚の提供を受けなければ妊娠できないことの具体的な判定は医師の裁量とする(国として義務的な基準は示さない)」。ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。

考慮すべき医学的基準の具体的な内容は、男性に精子の提供を受ける医学上の理由があり(p 6の●)、かつ女性に卵子の提供を受ける医学上の理由がある(p 9の●)こととする。

医学的な基準以外の、子を安定して養育していけるか、生まれた子に対する真実告知(←(関連)生まれた子の出自を知る権利(検討課題1・3))などの基準については、カウンセリングやインフォームド・コンセントで対応する(←(関連)カウンセリング・インフォームド・コンセントの内容(検討課題2))